長野県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領(平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。)に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年11月14日

県民文化部こども若者局こども・家庭課長

### 1 業務の概要

(1) 業務名

長野県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務

(2) 業務の目的

長野県母子父子寡婦福祉資金の未収金回収が困難なものについて、専門的な知識と経験 を有する事業者の支援を受けることで、未収金の回収を促進する。

(3) 業務内容

別添仕様書(案)に掲げる業務を実施するものとする。

(4) 仕様等

別添仕様書(案)のとおり

- (5) 企画提案を求める具体的内容の項目
  - ア 業務実施方針 基本的な取組姿勢

イ 実施計画

- ① 業務フロー
- ② 実施スケジュール
- ウ 実施体制
  - ① 体制・設備(人員・連絡体制・設備など)
  - ② 専門性・能力(資格・実績・成果)
  - ③ 個人情報保護(個人情報の取扱い方法)
- エ 個別業務の実施方法
  - ① 文書催告(方法・手段・記録など)
  - ② 電話催告 (方法・手段・記録など)
  - ③ 支払方法等の相談業務(方法・手段・記録など)
  - ④ 集金及び入金業務(方法・手段・記録など)
  - ⑤ 連帯借受人、連帯保証人への催告業務(方法・手段・記録など)
  - ⑥ 報告・連絡事務(方法・手段・記録など)
  - (7) 分納管理事務 (方法・手段・記録など)
  - ⑧ 問い合わせ対応(方法・手段・記録など)
- オ その他

事業実施に関する創意工夫

- (6) 業務の実施場所 全国一円 (委託者が別途指定する債権に係る回収業務)
- (7) 履行期間又は履行期限 契約締結日から令和8年3月31日まで

(8) 費用の上限額 未収金回収実績金額に報酬率(上限を29パーセントとし、契約書に 定められた率とする)を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22 建政技第337号) に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員 又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。
- (7) 過去2年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((5)①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式 様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式 様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
  - ① 同種又は類似の業務の実績
  - ② 当該業務の実施体制
  - ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課(所)・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2(住所記載不要)

長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課家庭支援係(県庁4階)

担 当 堀内

電 話 026 - 235 - 7147

FAX 026 - 235 - 7390

メール katei-shien@pref. nagano. lg. jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年11月20日(木) 午後5時まで
- ② 提出先 3(4) に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。 ただし、郵送の場合は提出期限までにこども・家庭課に到達したものに限ります。郵 送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
- (6) 応募資格要件の審査 応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。
- (7) 非該当理由に関する事項
  - ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(3)①)の3日前までに、書面によりこども・家庭課長から通知します。
  - ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)によりこども・家庭課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
  - ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
  - ④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4) に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日 は除く。)

- (8) その他の留意事項
  - ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
  - ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- 4 説明会

説明会は開催しません。

- 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
  - (1) 受付場所 3(4) に同じ。
  - (2) 受付時間 令和7年11月25日(火)午後5時まで。
  - (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
  - (4) 回答方法 こども・家庭課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年11月27日(木)までに長野県公式ホームページで公表します。
- 6 企画提案書の作成・提出
  - (1) 企画提案書の作成様式

様式第8号及び企画書(任意様式)

企画書は、仕様書(案)及び別表「評価基準」に示した内容を踏まえた上で、記載してください。

なお、企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。

経費の合計額は、1 (8) に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

- (2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
  - ① 受付場所 3(4)に同じ。
  - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
  - ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
  - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に 対してはFAX又はメール等により回答します。
- (3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
  - ① 提出期限 令和7年12月1日(月) (土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
  - ② 提出先 3(4) に同じ。
  - ③ 提出部数 7部(正本1部、コピー6部)
  - ④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までにこども・家庭課に到達したものに限ります。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

別表「評価基準」により行います。

- (5) 企画提案の選定の方法
  - ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。 なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中50点以下の場合は選定しません。
  - ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を設置し、同評価会議において評価します。

なお、評価にあたりプレゼンテーションは実施しません。

- (6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項
  - ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書によりこども・家庭課長から通知します。
  - ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書によりこども・家庭課長から通知します。
  - ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企画 提案評価会議評価書(様式第9号)を長野県公式ホームページに掲載するとともに、こ ども・家庭課において閲覧に供します。
- (7) 非選定理由に関する事項
  - ① (6) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)によりこども・家庭課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
  - ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。
  - ③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4) に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日

は除く。)

- (8) その他の留意事項
  - ① 企画提案書は複数提出することはできません。
  - ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
  - ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
  - ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
  - ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
  - ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

# 7 契約書案

別添契約書(案)のとおり

## 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内 (3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)に、見積書(様式第14号) によりこども・家庭課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

#### 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、こども・家庭課において閲覧に供します。

# 10 その他

- (1) 契約書作成の要否 必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 (住所記載不要)

長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課家庭支援係(県庁4階)

担 当 堀内

電 話 026 - 235 - 7147

FAX 026 - 235 - 7390

メール katei-shien@pref. nagano. lg. jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。